

監 第 50 号
平成 20 年 8 月 20 日

京都市長 門 川 大 作 様

京都市監査委員 高 橋 泰一朗
同 井 上 教 子
同 不 室 嘉 和
同 出 口 康 雄

平成 19 年度健全化判断比率等審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された京都市地域水道特別会計等 3 特別会計及び京都市公営企業特別会計の平成 19 年度決算における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査し、意見を決定しましたので、次のとおり提出します。

平成 19 年度

健全化判断比率等審査意見

平成 19 年度健全化判断比率等審査意見

第 1 審査の対象

平成 19 年度決算における, 次の会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

- 1 京都市地域水道特別会計等 3 特別会計
 - (1) 京都市地域水道特別会計
 - (2) 京都市京北地域水道特別会計
 - (3) 京都市特定環境保全公共下水道特別会計
- 2 京都市公営企業特別会計
 - (1) 京都市病院事業特別会計
 - (2) 京都市水道事業特別会計
 - (3) 京都市公共下水道事業特別会計
 - (4) 京都市自動車運送事業特別会計
 - (5) 京都市高速鉄道事業特別会計

第 2 審査の期間

平成 20 年 6 月から同年 8 月まで

第3 審査の結果

1 資金不足比率の算定及び算定の基礎となる事項を記載した書類の作成の状況

審査の対象とした各会計に係る資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる書類の作成が、法律等の趣旨に沿って適正に行われているかについて審査を行ったところ、いずれも適正に行われていると認めた。

2 資金不足比率の状況

資金不足比率の状況は、各会計別に以下のとおりである。

(1) 京都市地域水道特別会計等3特別会計

資金不足比率は、会計ごとに資金の不足額を事業の規模で除した比率であるが、表1のとおりに各会計とも資金の不足額がないため、資金不足比率は発生していない。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）に基づく経営健全化計画の策定が求められる経営健全化基準は、20.0パーセントである。

（表1）地域水道特別会計等3特別会計の資金不足比率の算定結果

注1 資金の不足額は、次の算式により算定される額である。

資金の不足額＝歳出額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした
地方債の現在高－歳入額＋翌年度へ繰り越すべき財源（事業繰越、
支払繰延に係るものを含む）－解消可能資金不足額

2 事業の規模は、営業収益に相当する収入の額から、受託工事収益に相当する収入の額を控除した額である。

（単位：千円，％）

会計名	資金の不足額 A	事業の規模 B	資金不足比率 A／B	経営健全化 基 準
地域水道特別会計	—	34,368	—	20.0
京北地域水道特別会計	—	154,541	—	
特定環境保全公共下水道特別会計	—	51,626	—	

(2) 京都市公営企業特別会計

資金不足比率は、会計ごとに資金の不足額を事業の規模で除した比率であるが、表 2 のとおり病院事業特別会計、水道事業特別会計及び公共下水道事業特別会計については、資金の不足額はないため、資金不足比率は発生していない。自動車運送事業特別会計については、資金の不足額が 119 億 9,466 万円となっており、これを事業の規模で除した資金不足比率は 63.1 パーセントとなっている。また、高速鉄道事業特別会計については、資金の不足額が 290 億 9,179 万円となっており、これを事業の規模で除した資金不足比率は 128.8 パーセントとなっている。

なお、財政健全化法に基づく経営健全化計画の策定が求められる経営健全化基準は、20.0 パーセントであり、自動車運送事業特別会計及び高速鉄道事業特別会計における資金不足比率は、いずれもこれを大きく超過している。平成 20 年度決算においても、この比率が 20 パーセント未満に改善しない場合は、それぞれの事業についての経営健全化計画を、議会の議決を経て、平成 21 年度中に定める必要がある。

(表 2) 公営企業特別会計の資金不足比率の算定結果

注 1 資金の不足額は、次の算式により算定される額である。

資金の不足額＝流動負債額（控除未払金等を除く）＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産額（控除財源を除く）－解消可能資金不足額

2 事業の規模は、営業収益の額から、受託工事収益の額を控除した額である。

(単位：千円，％)

会計名	資金の不足額 A	事業の規模 B	資金不足比率 A／B	経営健全化 基 準
病院事業特別会計	—	13,502,884	—	20.0
水道事業特別会計	—	30,622,580	—	
公共下水道事業特別会計	—	47,071,320	—	
自動車運送事業特別会計	11,994,669	18,983,073	63.1	
高速鉄道事業特別会計	29,091,793	22,584,495	128.8	